

違法伐採対策に関する自主的行動規範

岐阜県銘木協同組合

平成19年2月20日

森林の違法伐採対策は、地球規模での環境保全、持続可能な森林経営の推進等にとって極めて重要な課題となっており、日本政府は、平成17年7月に英国で開催されたG8サミットの結果を踏まえて公表した「日本政府の気候変動イニシアティブ」において「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づき、政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品とする措置を導入することを表明し、所用の措置を講じてきた。

さらに、林野庁は、平成18年2月「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」を策定、公表した。

これらを踏まえ、当組合は、違法伐採対策に関する自主的行動規範を制定し、ここに公表する。

(違法伐採に対する基本姿勢)

1 森林の違法伐採対策は、地球規模での環境保全、持続可能な森林経営の推進等にとって極めて重要な課題であるとの認識のもとに、当組合は、森林の違法な伐採に反対を表明する。

(政府の取組への協力)

2 当組合は、わが国政府による違法伐採対策の取組を全面的に支持すると共に、これに積極的に協力する。

(合法性等の証明された木材・木材製品の普及の推進)

3 当組合は、合法性、持続可能性の証明された木材・木材製品の供給の促進に向けた普及の推進に努めるものとする。

(合法性等の証明のための事業者の認定)

4 林野庁が策定、公表した「木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て行う証明方法(団体認定方式)に関して、別途「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定要領」を定め、当組合の組合員等事業者の認定を行い、その供給の促進に努めるものとする。

(他の団体との連携)

5 当組合は、違法伐採対策の実施に当たって、他の木材産業関係団体及びN G O等との連携を図る。

(情報の公開)

6 当組合は、本行動規範に基づく取組状況の概要を公表する。